



2019年7月30日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社  
代表者 代表取締役社長 押味 至一  
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)  
問合せ先 総務管理本部総務部長 田辺 義晴  
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

## 当社の子会社である鹿島道路株式会社に対する 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社の子会社である鹿島道路株式会社（以下、「同社」といいます。）は、2017年2月28日に、全国において販売するアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同社は同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様にご多大なるご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、今後ともグループ全体でのコンプライアンス体制の一層の強化・充実に努めてまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

同社は、全国において販売するアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められたとして、違反行為が消滅していることを確認し、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：58億157万円

納付期限：2020年3月2日

#### 3. 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容には、事実認定と法解釈において同社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、同社において、各命令の内容を精査・確認のうえ、取消訴訟の提起を含め、今後の対応を慎重に検討しております。

#### 4. 連結業績への影響

2019年3月期決算において、課徴金の支払いに備えるため、2019年3月6日に受領した課徴金納付命令書（案）に基づき独占禁止法関連損失引当金87億円を計上しておりましたが、納付すべき課徴金の額が前記2記載の金額となったことから、2020年3月期第1四半期決算において、独占禁止法関連損失引当金戻入額29億円を特別利益として計上する予定であります。なお、2019年5月15日に公表いたしました2020年3月期の通期連結業績予想につきましては、現時点では変更はございません。

以 上